

ミツヒロニュース



先日、中国の食品工場の事件が報道されました。食の安全を犠牲にしても、自分が儲かればよいかという、行き過ぎた資本主義の表れと言えます。大切なのは、常にお客様と向き合い、創意工夫を凝らし、お客様から、「ありがとうございます」と言ってもらえること。それが、本来の仕事の在り方であり、「利益」とは、その「ありがとうございます」の結果として、頂けるものではないでしょうか。

光慶 昌史

「これから企業の在り方」をテーマに、一般社団法人 公益資本主義推進協議会の主催セミナーが、9月17(水)に開催されます。(詳細は、セミナーチラシをご覧ください。)



今月のトピックス

- ◇万が一に備えて、経営セーフティ共済への加入を!
- ◇イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(28)
「得意先等との接待飲食費の取扱い」
- ◇お知らせ 夏期休業のお知らせ
- ◇あとがき 健康診断を受けました

万が一に備えて、経営セーフティ共済への加入を!

中小企業が最も困ることが、取引先の倒産。資金繰りの中で、予定していた入金がなかったために連鎖倒産してしまうこともあります。このような『取引先の（事実上の）倒産』といった不測の事態に陥ってしまった中小企業を救済する制度として『経営セーフティ共済』(中小企業倒産防止共済)制度があります。連鎖倒産等の万に備えるのが目的の制度ですが、決算対策等にも有効活用することができるので、この制度についてご紹介します。

お客様が今期、相当な利益が発生しそうな時の節税対策として、1) 経費となるものを購入する、2) 損金計上できる生命保険に加入する、3) 資産計上されているもので、不良なものとして損金に計上する、などがありますが、この制度を利用すると、掛金は全額損金となると共に、40か月以上積立を行うことにより掛金総額(最高800万円)が解約等を行うことにより戻ってきます。つまり、社外に最大800万円の積立てができるのです。いざという時の備えとして、社外にお金を留保しておけば、将来の退職金の原資にすることができます。

また、「この掛け金の前納は、期間1年以内なら損金」となっており、1年内に最大240万円を掛け金に計上することができます。ぜひ、節税対策の一環として利用して頂ければと思います。

I : 制度の概要

この制度は、中小企業倒産防止共済法に基づく制度で、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

【掛け金について】

- 毎月の掛け金は、5,000円から200,000円までの範囲内(5,000円単位)で自由に選べます。
- 加入後、増・減額ができます(ただし、減額する場合は一定の要件が必要)。
- 掛け金は、総額が800万円になるまで積み立てることができます。
- 掛け金は、全額経費(損金)となります。
- 掛け金は40ヶ月以上経過後、条件により100%解約金として戻ります。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

【 加入資格 】

引き続き 1 年以上事業を行っている以下の中小企業者です。

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運輸業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

- 企業組合、協業組合など。

※一部の業種に政令に基づく例外があります。

【 共済金貸付けについて 】

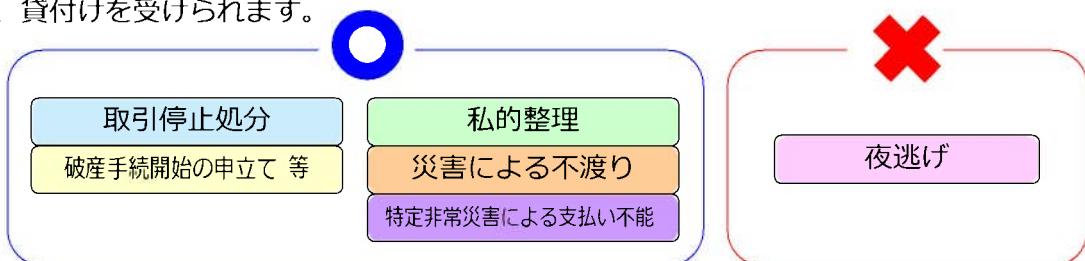
1 貸付事由

- ① 加入後 6 か月以上経過して、
- ② 取引先事業者が倒産し、
- ③ 売掛金債権等（商取引に基づく売掛金債権、受取手形債権、前渡金返還請求権をいう）について回収が困難となった場合に共済金の貸付が受けられます。

なお、一般消費者に対する債権は対象となりません。また、商品又は役務の取引に該当しない貸付金債権や、融通手形に基づく債権、不動産の賃貸借に基づく債権などは、回収が困難となっても被害額には含まれません。

2 共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

私的整理、災害による不渡り、特定非常災害による支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。



3 貸付金額（貸付限度額）

一共済契約者当たりの貸付残高が **8,000 万円を超えない範囲**で下記①、②のいずれか少ない額となります。

- ①掛金総額（前納掛金は除く）の 10 倍に相当する額
- ②回収が困難となった売掛金債権等の額

4 債還期間および償還方法

貸付額に応じて**償還期間が変わります。**

貸付額	償還期間(※)	償還方法
5,000 万円未満	5 年	54 回均等分割償還
5,000 万円以上 6,500 万円未満	6 年	66 回均等分割償還
6,500 万円以上 8,000 万円以下	7 年	78 回均等分割償還

(※) 債還期間には措置期間 6 か月を含みます。

5 貸付条件

無担保・無保証人・無利子です。

(但し、貸付けを受けた共済金額の 1/10 に相当する額が手数料として差し引かれます)

6 解約と解約手当金

共済契約の解約

- 任意解約 契約者が任意に行う解約
- 機構解約 契約者が 12 か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- みなし解約 契約者が死亡（個人事業の場合）、会社解散、会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る）、事業全部譲渡のときは、その時点は解約されたものとみなします。
(但し、共済契約の承継が行われたときは解約になりません)

●解約手当金

掛金を 12 か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます（掛金納付月数が 12 か月未満の場合は、掛け捨てとなります）。
解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります（不正行為による機構解約の場合は、支給されません）。

税法上、支給を受けた時点での益金（法人）、または事業所得の雑収入（個人事業）に算入されます。

共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

II : 掛金・解約金の税務・会計処理

掛金全額について、個人の方は必要経費、法人は損金に算入されます。

— 法人の手続 —

法人税申告書別表十(七)に必要事項を記入し、**申告書に添付**が必要です。

— 個人の手続 —

個人の方が掛金を必要経費に算入する場合は、「**中小企業倒産防止共済掛金の必要経費算入に関する明細書**」を作成し、確定申告書に添付してください。

III : 新規加入申込時の前納について

『経営セーフティ共済』は、新規加入申込時に申込みと同時に、**掛金を前納**することができます。但し、申込金と申込時前納金の合計が 240 万円を超えることはできません。前納金は、その該当する月が到来しないと共に済金の貸付の対象とはなりません。また、掛金は、**1年分までの前払い**であれば、支払期の損金又は**必要経費として算入**できますが、**1年を超えた前納**は、その年度の損金又はその年の必要経費とはできません。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 28. 「得意先等との接待飲食費の取扱い」

平成 26 年度税制改正において、企業の交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の 50%が損金算入できる制度が新設されました。企業規模を問わず 1 人当たり 5,000 円以下の飲食費については、交際費等の定義から除外され、損金算入できる規定は継続していますが、新設された制度では飲食費に上限金額はありません。中小企業は、年間 800 万円までの交際費等の額(定額控除限度額)を全額損金算入できる特例と、新設された 50%特例とのいずれかの特例を選択でき、50%特例は平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。

税務調査では、飲食費か交際費か会議費かのトラブルが多くありました。そこで、企業の販売促進や商談等の円滑化の助けとなるよう、平成 18 年度に「5,000 円基準」が設けられました。これにより、判断トラブルの減少と、節税に大きく貢献している一方、その適用には細かい要件があり、税務調査では、この要件に対する非違が多発しています。せっかくの節税策が、追徴課税されては意味がありません。これらを防止するためには、例えば「5,000 円基準の様式」を社内で作成・使用する等、些細なミスをなくし、税務上の誤解を招くことがないように、社内ルールの徹底が重要となります。

■交際費等から除かれる主な要件

- ①得意先等との飲食接待をした場合に限る(旅行招待での飲食代の適用はできない)
- ②飲食代が参加者 1 人当たり 5,000 円以下に限る
- ③社内交際費等は適用がない(得意先接待ではないため)
- ④1 人 5,000 円以下を証する書類保存が必要 (飲食年月日、出席者全員の氏名、飲食店名、飲食代等を記載のもの)
- ⑤上記④の書類不備があると原則に戻り全額が交際費等となる
- ⑥5,000 円基準は全ての企業(上場企業も含む)に適用可能

■税務調査での指摘事例

- ①参加人数を水増しして、1 人当たりの飲食代を 5,000 円以下としていたもの
- ②1 人 5,000 円以下であっても、得意先に配慮して、得意先氏名を仮名、偽名としていたもの又は安易に省略していたもの
- ③一回の飲食代を複数回の飲食に領収書を分割して、5,000 円以下としていたもの
- ④1 人 5,000 円の判定は飲食店への支払単価で判定するが、当社の負担額が 5,000 円以下であるとして除外していたもの(割り勘や共同接待の場合に多い。)
- ⑤社内同士の飲食は適用できないため、得意先氏名を借用して得意先接待と偽装していたもの
- ⑥ゴルフ接待等での飲食代のみの領収書を徴して 5,000 円基準で除外していたもの

弊社では、9月10日(水)に開催する、**第4回 税務・会計セミナー「交際費の税務ポイントQ & A」**で、**接待飲食費の取り扱いについて、その概要と留意点並びに税務調査の内容**をご説明し、**誤りを未然に防ぐ**とともに、**節税に貢献できるよう解説します**。是非、ご参加ください。(詳細は、セミナーチラシをご覧ください。)

参考文献 : ■税務 Q A 2014. 6 月号

《夏期休業のお知らせ》

平素は格別のお引き立てに預かり、厚くお礼申し上げます。さて、弊社では、下記の期間を夏期休業とさせて頂きます。
何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

8月 13 日(水)～8月 17 日(日)

尚、18 日(月)より、平常通り業務を行います。

あとがき

暑中お見舞い申し上げます。下田です。先月、健康診断を受けました。和田は、ヨーグルトダイエットの成果を維持し、今年の結果も良好だったそうです。しかし、私は、大変なことになっていました！！例年なら、検診前は、悪あがき 少今は努力をするのですが、野放し状態で臨んだ結果、体重が…。本気で、ジム通いを始めなきゃならない感じです。夏本番、まだまだ暑い日が続きますが、皆様どうぞ健やかにお過ごしください。



【発行】 株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

